

# 白河市耐震改修促進計画（改定）概要版

第1 国が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本方針の改定を踏まえて、県においても福島県耐震改修促進計画の改定を行ったことから、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条による本市の耐震改修促進計画の見直しを行う。

## 第2 計画の概要

### 1. 計画の目的

市内における住宅・建築物の耐震化を促進し、地震による建築物等の倒壊等の被害から市民の生命と財産を守る。

### 2. 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律、国の基本方針を踏まえた福島県耐震改修促進計画及び市地域防災計画に基づいて策定する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指針である。

### 3. 計画期間

令和3年度から令和12年度まで（10年間）

### 4. 耐震化を図る建築物

旧耐震基準で建設された次の建築物（既存不適格建築物）

- ・住宅
- ・特定建築物（多数の者が利用する学校、病院、店舗、ホテル等で一定規模以上のもの）
- ・耐震診断義務付け対象建築物（大規模、防災拠点、避難路沿道建築物（ブロック塀を含む））

## 第3 建築物の耐震化に関する目標

### 1 現状の耐震化率

区分	昭和56年以降の住宅	昭和55年以前の住宅②	住宅総数④	耐震性能有住宅数⑤	耐震化率(%)
	①	耐震性有③			
木造	14,054	4,456 1,669	18,510	15,723	84.9
非木造	4,116	454 414	4,570	4,530	99.1
合計	18,170	4,910 2,083	23,080	20,253	87.8

区分	昭和56年6月以降の住宅	昭和56年5月以前の建築物②	建築物数④	耐震性能有住宅数⑤	耐震化率(%)
	①	耐震性有③			
特定建築物	134	66 51	200	185	92.5
民間	70	13 1	83	71	85.5
公共	64	53 50	117	114	97.4

## 2 耐震化の目標

建築物の区分	計画策定時	現況	中間目標	最終目標
	(H18年)	(H30年)	(R7年度)	(R12年度)
住宅 (※国の住宅・土地統計調査)	83.0% (H15調査)	87.8% (H30調査)	95%	概ね解消
特定建築物の耐震化率の目標値				
建築物の区分	計画策定時	現況	中間目標	最終目標
	(H18年)	(R3.9月末)	(R7年度)	(R12年度)
特定建築物	-	92.5%	95%	概ね解消

## 第4 建築物の耐震化の促進を図るための施策

住宅は生活の基盤であり大地震から人命を保護するため、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を積極的に推進していく必要があることから、広報誌等の活用や県が作成したパンフレットの配布や広報パネル等を活用し情報発信を行うことで、所有者等に積極的に耐震化を促すこととする。

耐震診断義務付け対象建築物は復旧の拠点や避難所となる施設であり地震発生時に被害を軽減し、建築物の機能を確保するためには、重点的に耐震化を進める必要があることから、継続して国・県の補助制度を活用し支援を行っていく。

（支援制度）

- ・木造住宅耐震診断・耐震改修
- ・ブロック塀等改修事業
- ・税制優遇（所得税控除・固定資産税の減税など）

## 第5 地震時における総合的な安全対策

建築物の耐震化同様に、建築物の天井、窓ガラスや外壁部材の落下、屋外の建築設備の転倒など、避難に支障を来さないようこれらの被害を最小限にすることも重要であることから、継続して県と連携しながら建築物所有者へ実施を促し減災化を促進していく。

## 第6 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指導等

耐震改修促進法による所管行政庁（県）による対象建築物の所有者への周知や、耐震化への指導・助言等に当たっては、継続して所管行政庁と連携し対応していく。